

平成 26 年 3 月 4 日  
厚生労働省

## 医療施設調査における調査項目の変更の追加について

### 1 変更箇所

病院票の「(5) 許可病床数」のうち「介護保険移行準備病棟(再掲)」の項目を削除する。

(修正後)

(5) 許可病床数		
精神病床		床
感染症病床		床
結核病床		床
療養病床		床
一般病床		床
合計		床
回復期リハビリテーション病棟(再掲)	一般病床	床
	療養病床	床
認知症病棟(再掲)		床

← (修正前)

(5) 許可病床数		
精神病床		床
感染症病床		床
結核病床		床
療養病床		床
一般病床		床
合計		床
回復期リハビリテーション病棟(再掲)	一般病床	床
	療養病床	床
認知症病棟(再掲)		床
介護保険移行準備病棟(再掲)		床

### 2 変更理由

「介護保険移行準備病棟」とは、病院の療養病棟の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるために設けられた経過措置で、平成 18 年 6 月 30 日時点において、医療の必要度の低い医療区分 1<sup>(注)</sup>の患者が六割以上入院している療養病棟については、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方厚生局長等に届け出た場合であって、看護職員等の要件を満たすときには、平成 24 年 3 月 31 日までの間、いつでも介護保険移行準備病棟へ移行し、療養病棟入院基本料 2 の算定が可能となるものである。

平成 24 年度の診療報酬改定により、経過措置は平成 26 年 3 月 31 日まで延長され、その後も更なる経過措置の延長について検討がなされていたが、平成 26 年度の診療報酬改定では、経過措置の期限を延長しないこととなり、当該病棟は廃止されるため当該項目を削除する。

(注)

医療区分	
医療区分3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態</li></ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄</li><li>・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理</li><li>・酸素療法(酸素を必要とする状態かを毎月確認)</li></ul>
医療区分2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患</li><li>・その他の難病(スモンを除く)</li><li>・脊髄損傷(頭髄損傷) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)</li><li>・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症</li><li>・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態</li><li>・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創</li><li>・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討)</li></ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引(1日8回以上)</li><li>・気管切開・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査</li><li>・創傷(皮膚潰瘍 ・手術創 ・創傷処置)</li></ul>
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

(参考)

介護保険移行準備病棟を有する病院

各年10月1日現在

	施設数	病床数
平成20年	36	2,053
平成23年	20	1,200

### 3 諮問後に変更することとなった理由

病院票の「(5) 許可病床数」のうち「介護保険移行準備病棟」については、療養病棟から介護保険移行準備病棟への移行が、平成24年3月31日までとされていたが、平成24年度の診療報酬改定により、当該経過措置は平成26年3月31日まで延長となったことから、平成26年医療施設静態調査の変更にあたり当該項目の削除の要否について検討していたところである。

しかし、当該項目を所管する保険局に確認したところ、経過措置の更なる期限の延長について検討されているとのことであったため、当該項目の変更を行わなかったものである。

今般、「平成26年度診療報酬改定について」の答申(平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会)が出されたことで当該病棟の期限延長が行われないことが確定したため、諮問後ではあるが調査項目の変更を申請するものである。

なお、当該病棟の期限延長を行わないことについては、「平成26年度診療報酬改定について」の答申等の資料に明記されていないが、保険局へは確認済みである。